

(業務仕様書Ⅰ)

吹田市人材育成基本方針等改正支援業務仕様書

1 業務の目的

吹田市人材育成基本方針（以下「本方針」という。）は、本市の人材育成の取組の方向性を明らかにするため策定しており、本市の職員採用、研修、人事評価、人事異動等の人事施策の基礎となるものである。

現在の本方針は令和元年2月に最終改正を行っており、社会情勢の変化や、吹田市第4次総合計画の中間見直し及び「人材育成・確保基本方針策定指針（令和5年12月総務省発出）」といった状況変化が反映できていない状況である。

これらの状況を踏まえ、本市行政サービスのさらなる向上に向けた職員育成の方向性を明らかにするため、本方針に必要な改正を行うものである。また、本方針の改正を踏まえて人事評価制度の改正も行う。

2 業務内容

業務内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 本方針及び人事評価制度の現状分析
- (2) 職員アンケートの実施（詳細は業務仕様書2のとおり）
- (3) 他自治体の情報収集
- (4) 上記を踏まえた改正案及び改正案概要版の作成
- (5) その他改正に当たって必要な事項

なお、本改正の基本的な考え方は次のとおりとする。

- (1) 社会情勢の変化、吹田市第4次総合計画中間見直し、及び「人材育成・確保基本方針策定指針」の内容を反映すること。
- (2) 職員の意見を取り入れ、全ての職員が目指すべき職員像がわかりやすく定められ実行性のあるものであること。
- (3) 各職階の役割・必要な能力が明確化されること。
- (4) 人事評価制度は評価基準が明確であるとともに、運用上過度な負担がないこと。

3 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、電子データで納品する。

- (1) 人材育成基本方針改正（案）及び同方針概要版（案）
- (2) 人事評価制度改正（案）

特に指定のある場合を除き、Microsoft Office Word、Excel、Power point で閲覧、修正ができる電子データとすること。